

合意書

国立病院機構東佐賀病院と保険薬局名称： _____
は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋における疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

- ① 成分名が同一の銘柄変更
- ② 剤形の変更（外用薬の剤型変更は不可）
- ③ コンプライアンス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること。
- ④ コンプライアンス等の理由により一包化すること
- ⑤ 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること
- ⑥ 取り決め範囲内での日数短縮（残薬調整：目安 30%減）
- ⑦ その他の合意事項

2. 開始時期について

令和 年 月 日より開始とする

3. 合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については必要時協議を行うものとする

以上

令和 年 月 日

住所 佐賀県三養基郡みやき町原古賀 7324

名称 国立病院機構東佐賀病院

代表者氏名 病院長 北島 吉彦 印

住所

保険薬局名称

代表者氏名 印

合意書 (医療機関控)

国立病院機構東佐賀病院と保険薬局名称： _____
は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋における疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

- ① 成分名が同一の銘柄変更
- ② 剤形の変更 (外用薬の剤型変更は不可)
- ③ コンプライアンス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること。
- ④ コンプライアンス等の理由により一包化すること
- ⑤ 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること
- ⑥ 取り決め範囲内での日数短縮 (残薬調整：目安 30%減)
- ⑦ その他の合意事項

2. 開始時期について

令和 年 月 日より開始とする

3. 合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については必要時協議を行うものとする

以上

令和 年 月 日

住所 佐賀県三養基郡みやき町原古賀 7324

名称 国立病院機構東佐賀病院

代表者氏名 病院長 北島 吉彦 印

住所

保険薬局名称

代表者氏名 印